

令和5年度 社会福祉法人清瀬市社会福祉協議会事業計画

事業方針

令和4年に10月に策定された第4次地域福祉活動計画は、これからの社会福祉協議会の取り組みの指針となるものです。基本理念である「思いが循環する清瀬 ～自分のためにがひとのために」の具体化に向けて事業を推進していきます。

思いが循環する地域を目指していく上では、人と人、支援対象と制度の垣根を超えて取り組みを進めていく必要があります。支援につながりにくい方や社会的孤立にある方への関わりとして、新たに地域福祉コーディネーターを配置し、多様な相談を受けとめ、必要な支援につなげていくネットワークや場づくりを進めていきます。出張なんでも相談、専門職ネットワーク会議、地域支援会議、引きこもり家族会、小地域福祉推進組織の推進など、新しい地域支援の枠組みづくりに注力していきます。

また、思いや課題に対して住民・地域主体の新しい取り組みの芽が広がっていくよう、地域福祉活動応援成の枠組みを拡充します。生活支援コーディネーターの取り組みでも、高齢者の移動支援やITの活用など高齢者の生活を支える取り組みを住民・地域主体の取り組みとして広がっていくよう関わっていきます。

相談支援に関わる事業では、権利擁護センターで行う成年後見制度の利用促進に係る中核機関としての機能を強化します。広く関係者が連携し適切な利用促進につなげていく協議会機能を新たに設けるとともに、法人後見支援事業を更に推進していきます。他方、地域包括支援センターが関わる個別支援では、虐待や多問題世帯への対応などの困難事例への対応が増えています。支援体制の拡充を図るとともに、包括的・継続的なケアマネジメントの強化になるよう支援ネットワークづくりにも力を注いでいきます。

障害者福祉センターおおぞらでは、高齢者も利用できる共生型サービスを開始するほか、新たに地域活動支援センター事業に着手します。対象を広げおおぞらが持つ専門的な支援機能を活かしていくとともに、障害を持つ方が広く活躍できる場としての力を発揮していきます。様々な立場の方が活躍できる地域づくりに向けては、ボランティア・市民活動センターでも、誰でもボランティアサロンや社会参加の取り組みを推進します。

多様な取り組みを推進にあたっては、より地域の方に理解され、支援や参加につながる関わりが求められます。社協だよりのモニター制導入や公式LINEの開始など、情報が適切につながる仕組みを整え、地域に信頼される社会福祉協議会を目指していきます。

重点目標

1. 業務遂行体制の整備

物価高の影響は社会福祉協議会にも大きな影響を及ぼしています。また、人材確保も厳しい状況が続いています。経営感覚をもった運営に努めていく一方、人材育成と処遇改善、事業継続計画をはじめとしたマニュアル整備に取り組み、安定的な運営と働きやすい職場づくりに努めていきます。

2. 地域福祉コーディネーター事業の開始

制度の狭間に置かれている方の問題や分野をまたがる福祉課題を抱えている方に対する相談を適切に受け止める体制を整備します。地域ネットワークづくりと専門職ネットワークづくりに取り組み、支援がつながる地域づくりを目指します。

3. 生活支援コーディネーター業務の推進

生活支援コーディネーター事業は、市域全体にかかわる第1層と地域包括支援センターを基盤にかかわる第2層という複数のコーディネーターの持つ力を活かし、高齢者の生活支援・介護予防の場づくりを広げていきます。

4. ボランティア・市民活動の促進

一人ひとりの社会参加につながる活動や活躍の場づくりに取り組みます。また、公益的な取り組みにかかわる多様な活動団体の力を活かし、地域課題の改善に繋がる取り組みが広がっていくよう地域協働事業の推進に関わっていきます。

5. 障害者福祉センターおおぞらの機能拡充

障害者福祉センターおおぞらの持つ機能と場が広く活かされるよう、地域活動支援センター事業に着手します。障害を持つ方が様々な方と交流を図る場づくりになるよう社会参加の新たな拠点としての機能を高めていきます。また、共生型サービスの開始により、障害を持つ方のみならず、高齢者の方がより利用しやすくなるよう努めていきます。

6. 社会的孤立を生み出さない相談支援と地域づくり

権利擁護センター、地域包括支援センター、障害者相談支援事業、生活福祉資金貸付事業に加え、地域福祉コーディネーター事業、地域活動支援センター事業の開始により、生活課題を抱えた方とより繋がるとともに、地域で支える取り組みを推進していきます。

基本事業

1. 経営組織

(1) 健全な法人運営を行うために必要な経営体制を整備します。

項目	内容	重点・変更点など
1 理事会、 評議員会	(1)健全な法人運営が行われるように努めます。	
2 業務遂行 体制の整備	(1)業務マニュアルの作成を通して、課題を抽出し、業務手順の見直しを行います。 (2)目標管理制度を導入します。 (3)感染症の拡大や自然災害の発生を踏まえた継続可能な就業体制の確立を目指します。 (4)情報セキュリティ体制の見直しに取り組みます。	○業務マニュアルの見直し、更新。 ○業務手順の再点検、検討。
3 職員育成	(1)研修計画に基づく研修の推進に取り組みます。 (2)階層別の職員研修を行い、それぞれの職員が、役割を自覚し十分に力を発揮できるように取り組みます。 (3)業務に関連する知識、技術の習得を目的として業務関連研修に積極的に参加します。 (4)内部研修の実施により、各担当業務の相互理解を促進するとともに、連携強化を図ります。	○階層別の研修実施 ○OJT研修の実施 ○内部研修の実施
4 働き方改革	(1)働き方改革への対応（仕組みの運用） (2)処遇改善加算の取得に取り組みます。	

2. 財源確保

(1) 地域福祉や社会福祉協議会への理解を得ながら、多様な形での財源確保を図ります。

項目	内容	重点・変更点など
1 ふれあい バザー	(1)コロナ禍の状況に応じ、実施のあり方を見直します。	
2 ふれあい 募金箱	(1)市内公共施設、商店などに20箇所設置。更に、社協だよりやホームページ、きよせ社協わがまちかわらばんで設置協力店の紹介を行い、PRを強化するとともに、設置箇所の拡充を図り、募金額の増額を目指します。	○設置協力店の拡充 ○募金協力の周知

項目	内容	重点・変更点など
3 広告料収入	(1)社協だより、ホームページの充実を図り、広告主数、広告料収入増を図ります。 (2)ホームページを活用した社協だより広告主の募集を強化します。	
4 自動販売機収益	(1)障害者福祉センター1台。 (2)自動販売機の新規設置を目指します。	○設置場所の拡充
5 入れ歯リサイクル事業	(1)社協、市役所、地域市民センターなどに回収箱を設置。(全10箇所) (2)地域のイベントなどで協力を呼び掛けます。 (3)市内の歯科等に協力を依頼します。	○設置場所の拡充 ○入れ歯リサイクル事業の周知
6 インクカートリッジ回収	(1)回収業者と提携し、使用済みインクカートリッジを広く受付を行い、その一部を益金として取り扱います。	
7 応益負担	(1)車椅子等貸出(有料)を継続します。 (2)連続講座、杖販売など一定のコストがかかる事業は、利用者負担を継続します。	

3. 会員増強

- (1) 社会福祉協議会の基盤となる会員の増強や地区福祉員との連携強化に取り組むとともに、会員への情報提供などに努めます。

項目	内容	重点・変更点など
1 会員増強運動	(1)会員増強月間を4月に実施します。【継続】 (2)きよせ社協わがまちかわらばんの内容を見直します。 (3)既存の会員への呼びかけを継続するとともに、新たな層(若年層など)への呼びかけを強化します。 (4)地区福祉員・既存の会員の高齢化や郵便振込の新手数料に伴い、新たな会費の集金方法を検討します。	○会員増強月間を4月に設定し、年度初めから会員増強に取り組めるようにします。【継続】 ○かわらばんの内容を見直し、より読みやすく、親しみやすくなるよう努めます。 ○地域イベントへの参加等を通じ、周知活動・情報収集を行います。

4. 広報広聴

- (1) 社会福祉協議会や地域福祉全般に対する理解を深めるため、広報活動を積極的に行うとともに、市民ニーズの把握に努めます。

項目	内容	重点・変更点など
1 きよせ社協だよりの発行	(1)年4回発行します。 (4/1、7/1、10/1、1/1) (新聞折込み他26,000部予定) (2)モニター制など読み手の意見を吸い上げる工夫を行います。	○幅広い年齢層が身近に感じる誌面づくりを継続します。 ○より多くの方の目に留まるよう記事や配布方法を検討します。
2 きよせ社協わがまちかわらばん	(1)会員向け情報誌として年2回発行します。(4月、10月 各4,000部) (2)掲載内容の見直しを行います。	○会費使途や事業説明、地域情報などを会員へ提供します。
3 ホームページの充実	(1)職員全体で随時更新に取り組み、必要な情報を取得しやすくします。 (2)社協及び地域の取り組みやニュースを広く掲載していきます。 (3)ページ構成の見直しを行います。 (4)Facebookページの内容充実を図ります。	○Facebookページでの情報発信の充実、また、他のSNSの活用に取り組みます。
4 地域イベントへの参加	(1)きよせ市民まつりをはじめ、地域で行われる催しなどに参加し、模擬店実施や運営協力をする中で、本会事業や共同募金運動などの啓発を行います。	○イベント以外の場も含めたPR方法を検討します。
5 継続的な広報活動	(1)地域懇談会や出前講座、交流会など、日常的な社協事業を通じた取り組み紹介を行います。	○パンフレットの改訂

5. 地域福祉事業

- (1) 第4次清瀬市民地域福祉活動計画の推進

第4次地域福祉活動計画策定において明らかになった地域課題の解決に向けて、市民や関係機関、行政等多様な主体とともに計画推進をすすめます。

項目	内容	重点・変更点など
1 第4次地域福祉活動計画推進評価委員会	(1)推進評価委員会を開催し市民、関係機関等とともに、第4次地域福祉活動計画の進捗評価と見直しを行い、計画推進をすすめます。	

(2) 小地域福祉活動の促進

身近な地域の中でたすけあい活動をはじめとした、地域を良くしていくために必要な取り組みが進んでいくよう、市民や関係機関の人たちが繋がり、話し合い、実践していく取り組みづくりに関わっていきます。また、モデル地域を設置し、小地域でのささえあい活動の発展させた福祉推進組織づくりを進めます。

項目	内容	重点・変更点など
1 福祉のまちづくり懇談会・地域づくりの会	(1)市内の各地域で、意見交換を重ねながら地域の福祉課題を共有・把握し、福祉のまちづくりに必要な取り組みを考えていく場を設けます。 (2)地域づくりの会・円卓会議連絡会を開催し、横のつながりづくりを行います。(年1回)	
2 小地域福祉推進チームづくり	(1)福祉のまちづくり懇談会の取り組みを発展させ、概ね小学校区を単位に地域住民・団体が主体的に取り組むを進めていく組織づくりを目指していきます。 (2)モデル地域を設定し、地域支援チームとともに支援を行います。	○モデル地域（1地区）

(3) 第1層生活支援コーディネーターの取り組み

地域課題や社会資源を捉え、第2層生活支援コーディネーターとともに主に高齢者の生活支援・介護予防等に必要な仕組みづくり、人づくりに取り組みます。

項目	内容	重点・変更点など
1 きよせ10の筋トレ事業	(1)関わるきっかけづくりに取り組み、新たな活動団体の立ち上げを支援します。 ・体験会年3回 ・出前講座3地域各3回 (2)自主グループへの定期訪問や活動調査を行い、継続活動の支援を行います。 (3)リハビリ専門職、ケアマネジャー等からなるスタッフミーティングを開催し、連携して取り組みを進めます。年2回	
2 社会参加の促進	(1)介護予防や健康づくりに関わる関係機関等との情報交換会を開催します。年2回 (2)高齢者が地域活動等に踏み出すきっかけづくりに取り組みます。	
3 生活支援の仕組みづくり	(1)買い物や見守り等、市内社会資源の把握と情報発信を行います。 (2)生活支援サービス団体などとケアマネジ	

項目	内容	重点・変更点など
	<p>ャーなどが情報共有・意見交換する場をつくり、保険外の資源活用を促進します。</p> <p>(3) ボランティア市民活動センターと協働し、高齢者のIT活用を進める担い手養成と支援の仕組みづくりに取り組みます。</p> <p>(4) 多様な主体と協働し、移動支援の仕組みづくりに取り組みます。</p>	
4 関係機関等との連携・協働	<p>(1) 第2層協議体への参加とともに運営を支援します。</p> <p>(2) 第1層協議体を地域包括支援センター運営協議体の地域ケア推進部会と位置づけ、実施します。年3回</p> <p>(3) 小地域ケア会議と協議体が連携して地域づくりに取り組みます。 ・合同会議年1回</p> <p>(4) ささえあい活動等の周知に取り組みます。 ・報告会年1回</p>	

(4) 地域福祉活動の促進

既存のネットワークや資源を活用したコーディネート機能を活かし、地域福祉活動を支援し、地域ニーズに応じた取り組みをすすめていきます。

項目	内容	重点・変更点など
1 サロンマップの発行	<p>(1) 地域の繋がり・健康づくりを行う活動情報を分かりやすく市民に提供し、活動と市民参加の接点づくりを行います。 ・ニュース発行(年2回)</p>	
2 ご近所福祉活動応援助成	<p>(1) 社協会員がかかわる地域単位の福祉活動に対し助成を行います。</p>	
3 地域福祉活動応援助成	<p>(1) 地域福祉活動団体や住民有志が実施する、地域でのささえあい活動に対して助成を行います。(年3回募集)</p> <p>(2) 新たな地域課題解決に向けた住民主体の活動立上げに向けた取り組みに対して助成を行います。(年1回募集)</p>	○新たな取り組み立上を支援するために新たな助成枠を創設します。
4 介護予防活動団体育成事業	<p>(1) 介護予防につながる活動に対して、相談支援や助成を行います。</p>	
5 活動備品の貸出	<p>(1) 地域の繋がりづくりを促すため、活動備品の貸し出しを実施します。</p>	

項目	内容	重点・変更点など
6 きよせふれ あいまつり	(1)地域活動団体や社会福祉施設間のネットワークづくりと、それぞれの活動を広く周知するため、コロナ禍に応じた形で実施します。	
7 福祉情報誌・福祉情報等の発信	(1)困ったときに役立つ情報や福祉の仕組み、地域情報などの情報が必要な方に行き届くよう、効果的な発信ツールを検討します。 ・エンディングノートの発行 ・LINE公式アカウントの導入	○LINE公式アカウントを活用した情報発信に取り組みます。

(5) 相談支援と地域支援ネットワークづくり

地域福祉コーディネーターを配置し、制度の狭間の相談の受け止めとともに、関係者・関係団体と協働して多種多様なネットワークにより複数層で受け止められる地域づくりに取り組みます。

項目	内容	重点・変更点など
1 社会福祉法人による社会貢献協議会	(1)社会福祉法人の社会貢献事業義務化に対し、市内全法人が連携して地域での公益的な取り組みを進める協議会の事務局を担うとともに取り組みを進めます。	
2 サロン活動団体連絡会	(1)サロン活動の現状と課題を共有し、連携を図ります。(年1回)	
3 地域づくりに関わるコーディネーター等地域支援会議【新規】	(1)地域づくりに関わるコーディネーター等の情報共有と連携を進めます。 ・地域支援会議	
4 専門職ネットワーク会議・支援会議【新規】	(1)包括的な相談支援を担う専門職の連携を進めるとともに困難事例の検討を行う支援会議のあり方を検討します。	
5 なんでも相談(地域福祉コーディネーター)	(1)社会福祉法人社会貢献事業協議会においてなんでも相談の役割を担い、支援が必要な人の問題対応力を強化します。 (2)地域福祉コーディネーターを配置し、制度の狭間にある課題や複数の生活課題のあるケースなどの相談対応を行うとともに、支援者等のネットワークづくり、孤立しない場づくりに取り組みます。	○多様な相談機会の提供に取り組みます。

項目	内容	重点・変更点など
	<ul style="list-style-type: none"> ・LINEによる相談対応 ・地域何でも相談（1か所、月1回） 	
6 本人・当事者ミーティング 【新規】	(1)ひきこもりに悩む親や家族がつながる場づくりに取り組みます。	

(6) 地域福祉サービス

公的なサービス等で対応が困難な部分について、必要な支援サービスを実施します。

項目	内容	重点・変更点など
1 ふれあいコール	(1)安否確認と孤立防止を目的に電話を差し上げるサービスを実施します。	○孤立しがちな層への対象拡大を検討します。
2 車椅子貸出事業	(1)市内在住者または社協会員に対して一時的に有料で貸し出します。配送についても有料で対応します。	
3 養護児童の自立支援	(1)歳末たすけあい募金の配分事業として、児童養護施設から自立する児童に自立支援金を支給します。	

(7) 緊急援護

自立に向けて緊急的な支援が必要な方（世帯）に対し、支援を行います。

項目	内容	重点・変更点など
1 法外援護	(1)喫緊の交通費等を必要とする方に、支援を行います。	
2 災害見舞金	(1)火災、風水害、震災等の災害を受けたときに消防署長及び清瀬市の意見を聞き、見舞金を送ります。	
3 応急生活支援	(1)生活が窮迫し、緊急的な支援を要する生活困窮者で自立が見込まれる方に対し現物給付により支援を行います。	
4 食糧支援	(1)困窮世帯など食の支援が必要な方に食糧支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの食サポート事業（年1回） ・配布会（年4回） (2)ボランティアと協働して「フードバンクきよせ」を運営します。	

6. 生活福祉資金貸付事業(東京都社会福祉協議会受託事業)

- (1) 低所得・障害者・高齢者世帯に対し、貸付と相談支援を行なうことにより、世帯の自立と生活の安定を図ります。また、コロナ禍の特例貸付相談で見えてきた課題を必要な仕組みづくりにつながるよう関係機関等との連携を強化します。

項目	内容	重点・変更点など
1 生活福祉資金	(1)低所得・障害者・高齢者世帯を対象とした目的別の貸付を実施します。	
2 教育支援資金	(1)修学世帯に対する入学金及び学費等の貸付を実施します。 (2)教育機関と連携し教育資金の周知を行います。	○早期相談につなげるため、関係機関と連携強化します。
3 緊急小口資金	(1)緊急的かつ一時的に生計維持が困難になった場合で真に臨時的生活費が必要な方への貸付を実施します。 (2)コロナ禍の影響による特例貸付の償還相談と支援を行います。	
4 総合支援資金	(1)失業や減収により困窮している世帯への生活の立て直しのための生活費や一時的な資金の貸付を実施します。 (2)コロナ禍の影響による特例貸付の償還相談と支援を行います。	
5 不動産担保型生活資金	(1)居住用不動産を担保とした高齢者世帯向け貸付を実施します。	
6 臨時つなぎ資金	(1)住居のない離職者が公的給付・貸付を受けるまでの当面の生活費の貸付を実施します。	
7 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金	(1)ひとり親家庭の親が、訓練促進給付金により養成機関に通うための入学準備金と卒業後の就職準備金貸付を実施します。 (2)ひとり親家庭の自立支援を目的とした住宅支援資金貸付を実施します。	

7. 共同募金事業

- (1) 気軽に募金できる機会を増やすとともに、多世代に使いみちを分かりやすく伝え、共感を得られる募金をめざしていきます。

項目	内容	重点・変更点など
1 地区協力会配分推せん委員会	(1)共同募金の推進と配分に関する事項を審議するために実施します。(年3回)	

項目	内容	重点・変更点など
2 赤い羽根共同募金	(1) 公的財源では対応しがたい福祉ニーズに対応する社会福祉施設に配分します。 募金期間10月1日～10月31日 ・団体への協力依頼 ・街頭募金の実施 ・募金箱設置依頼 ・市民まつりでの街頭募金と啓発 (2) 共感を得る募金活動を展開するため、配分事業や地域ニーズを知ってもらう機会を作っていきます。	
3 歳末たすけあい運動募金	(1) 地域のたすけあいに繋がる取り組みに対して配分します。 募金期間 12月1日～12月31日 ・団体への協力依頼 ・街頭募金の実施 ・募金箱設置依頼 ・歳末カレンダー市の実施 (2) 共感を得る募金活動を展開するため、配分事業や地域ニーズを知ってもらう機会を作っていきます。	
4 募金百貨店	(1) 企業、事業所が無理なく共同募金に参加できる仕組みを作り、地域の力と	

8. きよせボランティア・市民活動センター

主体的な市民参加によるボランティアと市民活動が広がっていくことを目指します。

(1) 基本事業

項目	内容	重点・変更点など
1 運営委員会	(1) ボランティア・市民活動の活動推進と課題に対する検討を行います。(年4回)	
2 相談・登録・紹介 (コーディネーター)	(1) ボランティアの参加を促進するとともに、ボランティアを必要とする場面に繋げるための相談支援を行います。 (2) 個人・団体ともに登録制度を設け、センターと活動者がつながり、共に活動を促進していくことを目指します。	
3 広報資料の発行	(1) センター事業の見直しに合わせ、リーフレットを随時発行します。 (2) ボランティア募集情報の収集と合わせ、随時ボランティア募集情報チラシを発行します。	

項目	内容	重点・変更点など
	(3)活動団体の情報をまとめたガイドブックを発行します。	
4 ボランティア・市民活動ニュースの発行	(1)毎月1日にボランティア・市民活動の情報を集めた「きよせぼらかつニュース」を発行します。	○市内での配布先を拡充します。
5 保険の受付	(1)ボランティア保険 (2)行事保険	○ボランティア保険は補償額が変更されます
6 活動室の整備、貸出	(1)活動備品の貸出 (2)登録団体への活動室貸出 (3)交流サロンコーナー	

(2) 催し

項目	内容	重点・変更点など
1 ボランティア相談・説明会	(1)ボランティア、地域福祉活動の説明を行うとともに気軽に相談できる会を実施します。	
2 夏の体験ボランティア	(1)小学生以上を対象に、ボランティアや地域活動の体験機会を設け、ボランティア意識の醸成を図ります。	
3 ボラカフェ	(1)大学生向けのボランティア相談会 (2)大学生向けが地域と繋がるボランティア体験プログラム	○オンライン相談も交えて実施していきます。
4 ボランティア・市民活動の発表と繋がる場	(1)ぼらかつセミナー ①体験機会づくり ②発表・活動の場づくり	

(3) 担い手づくり

項目	内容	重点・変更点など
1 手話奉仕員養成講座(基礎課程)	(1)聴覚障害者との交流活動、災害時のコミュニケーション支援を行うボランティア養成講座を実施します。	
2 点訳ボランティア講座	(1)視覚障害者の情報保障を図るボランティア講座を実施します。	
3 災害ボランティア学習会	(1)大規模災害発生時に備え、「地域住民だから担えるボランティア」の育成を図るため、継続的に学習会を行います。	

項目	内容	重点・変更点など
4 寄り添い傾聴ボランティア講座	(1)お話し相手・見守りなどの活動に繋がるボランティア講座を実施します。	○切手整理サロンなど地域の居場所活動につなげていきます。
5 福祉教育の推進	(1)小中学校を中心に、社会福祉への理解を深める学びの場を提供します。	

(4) 市民活動支援

項目	内容	重点・変更点など
1 助成等の支援	(1)市民活動団体への情報提供 (2)申請時の推薦書作成	
2 地域活動団体支援講座	(1)広報や活動の運営方法に関する学習会を実施し、主体的な活動が促進されることを目指します。	
3 NPO法人連絡会	(1)NPO法人の現状や課題を共有するとともに、法人に必要な情報等を伝えていく場づくりを行います。	
4 地域協働事業	(1)センターがボランティア・市民活動団体をはじめとした多様な主体と協働し、地域課題の改善や啓発に取り組みます。	

(5) 地域課題への取り組み

項目	内容	重点・変更点など
1 デジタルボランティア	(1)ボランティア養成講座 (2)スマホなどの使い方相談に応じるボランティア主体の場づくりに取り組みます。	○高齢者などがつながりあえる場づくりを目指します。
2 動物問題	(1)動物問題を考える会 (2)動物ボランティア講座 (3)動物ボランティアの会	

(6) 高齢者の介護予防と活動のきっかけづくり

項目	内容	重点・変更点など
1 高齢者男性料理教室	(1)これまで料理教室に参加してきた方と新規の活動希望者と合わせた料理教室を行います。また、多様な活動への関心のきっかけ作りとして自然観察会を2回プログラムに組み込みます。	

項目	内容	重点・変更点など
2 介護サポーター事業	(1)65歳以上の方が、市内の高齢者福祉施設などで社会貢献活動を行うごとにポイントを付与し、そのポイントに応じた交付金を交付することで、地域への社会参加と介護予防の推進を図ります。	○非接触型活動の提案など、受け入れ再開に向けた働きかけをします。

(7) 新しい居場所づくり

項目	内容	重点・変更点など
1 誰でもボランティア	(1)地域との接点が少ない方が、軽作業のボランティアを通じ交流と活躍の場に繋がります。使用済み切手やプルタブの整理などの軽作業を共同で行い、交流と活躍の場づくりを行います。	
2 コミュニティ拠点	(1)障害者福祉センターを使い、軽食などを提供しながら、どなたでも気軽に交流、相談しあえる拠点づくりを行います。	

(8) 生活支援

項目	内容	重点・変更点など
1 ふれんどサービス	(1)軽度の生活困難が生じている方に対する必要な介助や家事援助などを地域の助けあい、支えあいにより実施します。	○高齢者以外の層への支援ニーズを把握し、拡充の検討を進めます。

9. あいねっと(きよせ権利擁護センター)

高齢者や障害者等で判断能力が十分でない、支援を必要とする住民が適切に福祉サービスを自分の意思により利用し、地域で安心した生活が送れるように福祉サービス利用援助事業に積極的に取組みます。また、成年後見制度利用促進基本計画による中核機関として、地域の関係機関や専門職団体との連携をさらに強化し、成年後見制度の周知・普及に努め、円滑に制度の利用ができるように取組みます。

(1) 運営

項目	内容	重点・変更点など
1 運営委員会	(1)弁護士等の委員で構成する運営委員会を年2回程度開催し、権利擁護センター事業の専門性、客観性、透明性を多様な視点から審議します。また、成年後見制度中核機関の運営や利用促進等に関し	

項目	内容	重点・変更点など
	<p>ての審議を行い、市民が成年後見制度の適切な利用につながるよう協議、検討をしていきます。</p> <p>(2) 運営委員会の専門部会として、法人後見支援事業検討部会を設置します。専門部会では、法人後見支援事業の適切な運営や法人後見の受任の判断等についての審議、検討を行います。</p>	<p>○本年度より成年後見制度中核機関協議会機能を併せもった委員会の運営を行います。</p> <p>○専門部会は、原則、運営委員会にあわせて開催しますが、必要に応じて単独での開催も可能とします。</p>
2 事例検討会	<p>(1) 弁護士等の委員で構成される事例検討会で、成年後見制度の利用支援や対応困難事例、法人後見監督業務等に対し助言を受け、以後の支援に活かします。</p> <p>(2) 検討事案の増加及び事案の複雑化等を考慮し、開催回数は年4回を原則としますが、事情にあわせて柔軟に開催できるようにします。</p>	○法人後見受任適否の判断は、本年度より法人後見支援事業検討部会で行います。
3 広報啓発	(1) 社協だよりやホームページ、市報での広報、リーフレットを配布します。また一般市民向け、福祉・医療関係機関向けの啓発を行います。	

(2) 福祉サービス総合相談事業

広く高齢者や障害者の方たちが適切に福祉サービス利用に繋がり、権利侵害なく日常生活が送れるよう相談支援を行います。

項目	内容	重点・変更点など
1 一般相談、苦情相談	<p>(1) 福祉サービスの利用相談、判断能力が十分でない方の権利擁護相談、福祉サービス利用にかかわる苦情相談を受け付けます。</p> <p>(2) 苦情相談の利用者向けのチラシを配布し周知を図ります。</p>	
2 福祉法律専門相談	(1) 弁護士が法律的な事柄を含む問題に関する相談に応じます。(月1回)	

(3) 地域福祉権利擁護事業（東京都社会福祉協議会からの受託事業）

判断能力が十分でない高齢者や障害者を対象に、安心できる地域生活を支援するために、本人との契約により下表のサービスを行います。また、対象拡大事業（清瀬市の独自事業）として、身体に障害をお持ちの方等にも、同様のサービスを実施します。

項目	内容	重点・変更点など
1 福祉サービス利用援助	(1) 高齢者や知的、精神に障害をお持ちの方が自ら福祉サービスを選択し、適切な利用ができるようにするための手続きや、福祉サービスについて苦情解決制度を利用する手続き、福祉サービスの利用料を支払う手続き等を支援します。	○利用者本人の自己決定を尊重し、相談・助言・情報提供を中心に、出来る限り利用者自らが手続きを行えるように支援します。 ○事業利用の必要性はあるが、既に契約能力に疑義があり、利用契約に至らないケースが多く見られます。出来る限り早期に相談をしてもらえるように関係機関に働きかけをします。
2 日常的金銭管理	(1) 高齢者や知的、精神に障害をお持ちの方の日常的な生活費等の払い戻しや預け入れ等の手続きや、医療費や税金、公共料金等を支払う手続き、年金等の受領に必要な手続き等を支援します。	○認知症等の進行により、本事業の契約能力に疑義が生じた利用者については、適切に成年後見制度等に繋げていきます。
3 書類等預かりサービス	(1) 日常的に出し入れをしない通帳や年金証書、実印や銀行印、権利書等をお預かりし、保管します。	
4 生活支援員連絡会の開催	(1) 生活支援員が安心して活動できるように、定期的（年3回程度）な情報交換や意見交換、権利擁護の視点や意識を高めるために事例検討等の研修の場を設定します。	

(4) 成年後見制度利用促進事業

制度を必要とする方が適切に制度利用につながるよう、相談支援業務を行うとともに関係機関とのネットワークづくりにも力を注ぎます。

項目	内容	重点・変更点など
1 成年後見 専門相談	(1)高齢者や障害をお持ちの方及びそのご 家族や関係機関の方等から寄せられる 成年後見制度やそれに付随する相続や 遺言等に関する相談に弁護士、司法書 士、社会福祉士が応じます。	
2 後見人 サポート 事業	(1)専門職、親族等を問わず、就職後の後見 人等の活動を支援します。 (2)専門職、親族との連絡会をそれぞれ年1 回開催します。	○親族後見人の活動を定 期的かつ長期的に支援 する体制を整備しま す。
3 権利擁護サ ポーター養 成、市民成 年後見人の 育成講座	(1)市民成年後見人養成事業修了者の活躍 (市民成年後見人の受任、法人後見支援 事業の後見支援員、地域福祉権利擁護事 業の生活支援員等)支援を進めていきま す。	
4 法人後見監 督等	(1)市民成年後見人養成事業修了者が後見 人等候補者となり申立を行う場合は、あ わせて社会福祉協議会が後見監督人候 補者として申立を行います。	○家庭裁判所より審判を 受けた場合は、社会福 祉協議会が後見監督人 としてその業務を行 い、市民成年後見人の 後見活動を全面的に支 援します。
5 法人後見支 援事業	(1)後見人等の選任が必要な市民を対象と して、法人後見が適当とされる方の後見 人等候補者を社会福祉協議会が受任し ます。また、被後見人を支援する法人後 見支援員を市民成年後見人養成講座修 了者から募り、活躍する場を提供してい きます。	○家庭裁判所より審判を 受けた場合は、社会福 祉協議会が後見人等と してその業務を行いま す。 ○個別のケースごとに法 人後見支援員を配置し ます。法人後見支援員 は市民成年後見人養成 事業修了者の中から人 選し、主に身上保護を 担います。
6 成年後見制 度利用促進 に係る中核 機関の設 置・運営	(1)成年後見制度中核機関の運営主体とし て、関係機関や家庭裁判所、専門職団体 との地域連携ネットワークの強化に取 組みます。また、中核機関の役割を関係 機関にさらに周知するとともに、重層的 な相談機能を強化します。 (2)後見人等選任後、本人を後見人等と支 える個別のチームを編成し、支援を行いま す。	○中核機関業務にあたっ ては、清瀬市と役割を 分担し、連携して業務 を行います。

(5) 市民啓発事業

きよせ権利擁護センターの事業を周知するために「市民向けセミナー」及び「出前講座」を行います。また、地域で安心して暮らすための「架け橋」として、地域福祉権利擁護事業の周知を強化していきます。

10. きよせ社協地域包括支援センター(清瀬市受託事業)

(1) 医療・保健・福祉等さまざまな視点から総合的に支援する体制を作り、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、社協エリアの地域づくりを手始めとした地域包括ケアシステムの構築を目指します。

項目	内容	重点・変更点など
1 一般介護予防事業	(1) コロナ禍で地域活動が制限されることもあります。感染状況を見ながら、住み慣れた地域で、自立した生活が続けられるよう、地域資源や地域住民への情報提供等を図ります。	
2 介護予防ケアマネジメント事業	(1) 要支援1、2及び事業対象者が地域で自立した生活を継続できるように、介護予防サービスや地域資源をプランに位置付け、介護予防を図ります。	
3 包括的・継続的ケアマネジメント事業(ケアマネジャー連携・支援及び支援ネットワークづくり等)	(1) 困難事例に対しては、適宜個別地域ケア会議を開催し、介護支援専門員のスキルアップを図ります。 (2) 自立支援型地域ケア会議に介護支援専門員の事例を提出してもらい、一緒に地域課題を考えていきます。 (3) (1)と(2)で出た地域課題について、小地域ケア会議を開催する。介護支援専門員の参加を促し、地域関係者との顔の見える関係づくりを支援します。	
4 総合相談支援事業・ふれあいネットワーク事業	(1) 民生・児童委員、ふれあい協力員、各関係機関と連携し、多くの問題を抱えているケースや、埋もれているケースを把握し、支援を行っていきます。 (2) 生活支援コーディネーターと連携し、地域の様々な社会資源の把握や活用を行い、地域のネットワークを広げ、より身近な相談機関として活動していきます。	
5 権利擁護事業	(1) 高齢者虐待については、速やかに市役所へ報告し連携を図り、解決に向けて取り組みます。また、虐待の早期発見にも努めます。 (2) 警察や消費生活センターと連携し、消費	○権利擁護センターや消費生活センター等との連携促進を図ります。 ○消費者被害防止、虐待防止等の啓発活動推進

項目	内容	重点・変更点など
	者被害に関する情報を収集し、高齢者等へ積極的に情報提供していきます。 (3)認知症等判断能力低下により、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の制度が必要な場合、権利擁護センターあいねつと協力し、支援していきます。	を図ります。
6 地域包括ネットワークの構築	(1)後期高齢者の増加により、医療と介護の連携が重要となっています。健康維持、介護予防、及び重度化防止の観点から、多職種連携の推進を図ります。 (2)高齢者が、元気な時から地域活動や社会活動に参加し、地域とのつながりを維持できるよう、生活支援コーディネーターと連携していきます。	
7 第2層生活支援コーディネーター業務	(1)地域課題を解決する取り組みとして、第2層協議体と協力して地域に不足する生活支援サービス等の解決につなげます。 (2)孤立・閉じこもりになりがちな高齢者に新しい交流のきっかけづくりの場を築いたり、地域とのつながりが維持できるよう講座等の開催をしていきます。 (3)10の筋トレ活動拠点を3か所立ち上げます。	

11. 清瀬市障害者福祉センターおおぞら

『ともに歩む仲間 ～センターから地域に笑顔を～』

指定管理事業計画書に基づき、着実に事業を推進してまいります。

(1) 障害者福祉センター全体で取り組むこと

○利用者のニーズやライフステージに応じた支援を提供します。

項目	内容	重点・変更点など
1 障害福祉サービス	(1)障害者総合支援法や介護保険法等関連諸法令に則って事業を実施します。 (2)地域活動支援センター事業を開始します。 ・生産活動として農作業を行います ・市民ボランティアや近隣農家との連携による地域交流の場を提供します ・収穫物は、給食やサロンの食材として提供します	○既存事業の実施形態の見直しや新規事業の実施により、支援のさらなる充実を目指します。

項目	内容	重点・変更点など
	<p>(3)虐待防止、身体拘束適正化を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止委員会、身体拘束適正化委員会を中心に取り組みを推進します ・職員行動規範の策定により、虐待防止に関する職員の意識向上を図ります ・新入職員に対する虐待防止研修を行うことにより支援の基本姿勢を醸成します <p>(4)福祉サービス第三者評価を受審します。受審結果を踏まえて、支援内容の改善に取り組みます。</p> <p>(5)情報公開に取り組みます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者会や各事業所発行のお便りにより、情報公開に努めます <p>(6)業務マニュアルの整備、更新に取り組み、支援の均質化を目指します。</p>	

○障害の有無に関わりなく交流できる機会の拡大に努めます。

項目	内容	重点・変更点など
1 イベントの実施・参加	<p>(1)地域社会と接する機会をつくり、利用者の社会参加の充実や、市民が障害福祉に理解・関心を深める契機となるよう努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふくしセンターまつりの実施 ・地域の福祉団体等の開催するイベントへの参加 	○感染症の状況を踏まえて、実施方法や内容について検討します。
2 小中学生との交流	<p>(1)将来の社会を担う『未来のおとなたち』に、障害理解が深まるよう働きかけ、共生社会実現の土台づくりに取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校との交流会の実施 ・学校向け福祉教育の実施 ・職場体験（中学校）の受入れ 	○障害理解を図るプログラムを充実させていきます。

○障害福祉への理解や関心を深めるための活動を推進します。

項目	内容	重点・変更点など
1 情報発信	<p>(1)ホームページを定期的に更新し、『「今」の情報』の発信に努めます。</p>	○ブログによる各事業所の活動報告や定員の空き状況などの情報発信を継続します

項目	内容	重点・変更点など
2 実習生等の受け入れ	<p>(1) 将来の福祉従事者の確保・充実に資するため、専門職の養成実習を受け入れます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士養成 ・介護福祉士養成 <p>(2) 専門職以外の実習・研修等も、可能な範囲で積極的に受け入れます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護等体験 ・公務員新任研修等 ・ボランティア体験等 	<p>○いずれの実習においても、『理解者が増えることで障害のある方が暮らしやすい社会が実現する』との基本姿勢に立ち、実習生等への周知啓発に力を入れます。</p>

○公共の社会資源として、広く地域の福祉増進に役立つ活動を推進します。

項目	内容	重点・変更点など
1 福祉避難所	<p>(1) 清瀬市との協定に則り、災害発生時の福祉避難所開設に備えます。</p>	
2 法人自主事業の展開	<p>(1) 障害のある方もそうでない方も暮らしやすい地域となるよう場づくりに協力していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティカフェの開催協力 ・誰でもボランティアサロン ・地域活動への場の貸し出し 	<p>○『地域の福祉が増進し、誰もが暮らしやすくなること、障害福祉の一層の充実となる』との基本姿勢の元、事業を推進します。</p>
3 地域との関わり	<p>(1) 福祉センター及び社会福祉協議会について地域の方に知っていただく機会として、地域交流会を年1回実施します。</p> <p>(2) 市内を中心とした近隣事業所の自主製品販売の機会を提供します。</p> <p>(3) 社会福祉法人社会貢献事業協議会に関わり施設の資源を活かした地域貢献をしていきます。</p>	<p>○感染症の状況によっては、実施のための代替策を検討します。</p>

○指定管理者として、施設運営の健全化・安定化に努めます。

項目	内容	重点・変更点など
1 健全化	<p>(1) 経費削減と適正な予算執行に努めます。</p> <p>(2) 利用者の増加による収益増に取り組みます。</p>	<p>○指定管理者として求められている「市民サービスの向上」「経費の削減」「業務の効率化」を念頭に置いて、施設を運営します。</p> <p>○連絡会等での情報共有や交換研修を通して幅</p>

項目	内容	重点・変更点など
2 安定化	<p>(1)業務環境の改善に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・係を横断する協議体の活用 ・支援業務の可視化、標準化 ・職員全体研修の実施 <p>(2)他機関等との連絡会や協議体に参加・協働します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清瀬市地域自立支援協議会 ・東京都社会福祉協議会知的発達障害部会 ・東京都市心身障害者施設協議会（職員交換研修など） 	<p>広い視野を得て、支援の標準化と質の向上に取り組みます。</p>
3 安全管理・防火管理	<p>(1)建物、設備の定期的な点検を行い、安全に活動できる環境整備を行います。</p> <p>(2)利用者支援のマニュアルを改訂し、安全管理の対応を高めます。</p> <p>(3)防災訓練を実施します。</p>	<p>○首都直下型地震を想定した避難訓練を実施します</p>

(2) 管理係

事務職員、管理栄養士、看護師を配置し、センター全体の庶務業務、給食サービス業務、看護業務等を実施します。

項目	内容	重点・変更点など
1 会計管理	<p>(1)より適正な予算執行、会計管理を目指し、手順や管理体制を見直し、効率的且つ適正な処理を行います。</p> <p>(2)引き続き経費削減に努める観点から、積極的に情報収集・検討を行います。</p> <p>(3)収支計画の実現のための情報共有を行います。</p>	
2 施設設備備品管理	<p>(1)安心、安全な環境を継続的に提供することを目標に、施設、設備の予防措置、老朽化への対応を行うとともに、効率的且つ適正な施設設備管理のため、修繕履歴の整理・活用を継続します。</p>	
3 支援システム運用	<p>(1)制度改正への対応と円滑な運用に取り組みます。</p> <p>(2)次期システム更新に向けて検討を行います。</p>	
4 業務の標準化	<p>(1)各種業務マニュアルの見直し作業を継続します。</p> <p>(2)効率的な業務推進のため、業務フローの見直しを行います。</p>	

項目	内容	重点・変更点など
5 給食サービス	(1)安心して食べられる給食を、安定して提供します。 (2)食に関する情報発信をします。	○利用者の摂食機能に応じた食形態などを工夫します。 ○栄養管理に関する個別の相談に対応します。
6 送迎サービス	(1)送迎車を安全に運行します。 (2)業務の一部内製化により、委託経費の削減に取り組みます。	○交通法規遵守と安全運転に努めます。
7 保健・衛生管理	(1)センター全体の衛生管理を行います。 (2)医療的ケア実施の支援をします。 (3)介護保険利用者の支援をします。	○感染症対策に努めます。

(3) 第1係

○清瀬ひまわり園（生活介護事業）

主に重度の知的障害者を対象に、個別支援計画に基づき、日常生活上必要な支援を行い、社会参加の機会を提供します。

項目	内容	重点・変更点など
1 基本事業	(1)個別支援計画に基づき、一人ひとりの障害特性・能力・生活状況等に即したサービスを提供します。 (2)ADLの維持向上を目標に、日常生活上の支援を行います。 (3)季節のイベントなど、利用者が楽しめる行事を実施します。	○利用者一人ひとりの日々の生活が充実することを第一にサービスを提供します。
2 ニーズの把握・利用者の開拓	(1)特別支援学校、相談支援事業所等への働きかけや広報活動により、新規利用者を確保できるよう努めます。 (2)センター内の放課後等デイサービス事業所との共同の活動や保護者への情報提供を通じ、卒業後の選択肢となることを目指します。	○利用者獲得のため地域のニーズ把握に努めると共に進路実習の受け入れに対応します。
3 支援力の向上	(1)強度行動障害支援者養成研修の受講修了者を継続して増やし、支援における意識・技術の向上を図ります。 (2)近隣市の事業所との職員交換研修に職員を派遣し、業務改善のためのヒントを得ます。	○研修で得たものを共有し、支援力の向上につなげるため、事業所内で伝達研修を実施します。

(4) 第2係

○相談支援事業所（一般相談支援、特定相談支援、障害児相談支援事業）

日常生活上の困りごとや福祉サービス利用に係る相談に応じます。サービス等利用計画を作成します。

項目	内容	重点・変更点など
1 基本事業	(1)利用者本人の意思を尊重し、本人の立場に立って、相談に応じます。 (2)エンパワーメントの視点から、利用者と共に問題の解決に取り組みます。	○地域の実情や社会情勢を踏まえた支援を継続します。
2 多職種・分野との連携	(1)虐待などの困難ケースに適切に対応するため、関連する多職種・機関と連携します。 (2)障害児者の包括的な支援を行うため、児童、高齢、保健、医療、権利擁護センター、ボランティア・市民活動センターなど多分野の機関と連携します。	○利用者の変化（成長や自立、高齢化等）だけでなく、保護者の高齢化等、利用者を取り巻く環境の変化にも目を配りながら、他機関と連携していきます。 ○制度の移行(障害児から障害者。障害福祉サービスから介護保険サービス)がスムーズに行えるように連携を図っていきます。
3 資源開拓・情報提供	(1)さまざまな社会資源を新たに地域の福祉につなげるため、情報収集に努めます。 (2)取得した情報を利用者や支援機関に提供し、共有します。	○制度の狭間にいる方や、福祉サービスにつながらない方の居場所、活動の場について、情報収集に努めます。また、IT化が広がる中で新しい社会とのかかわり方の選択肢が増えるように、情報収集に努めます。

○学童クラブのびのび（放課後等デイサービス事業）

障害児を対象に、療育に重点を置いた支援を行います。

項目	内容	重点・変更点など
1 基本事業	(1)年齢や障害の異なる子どもたちが一緒に過ごす中で、友だちとの関わりを楽しめるようなプログラムを提供します。 (2)集団生活のルールを身につけられるように支援を行います。	○感染症対策に留意しながら、利用者相互の交流を支援します。 ○集団生活への適応や発達支援に重点を置き、

項目	内容	重点・変更点など
	(3)年間を通じて様々な経験を得られるプログラムを作成・提供します。 (4)利用者個々の障害特性に合わせた支援プログラムを提供します。	個々の障害特性や発達段階に合わせた支援を行います。 ○医療的ケアを必要とする利用者の受け入れに伴い、ご家庭や看護師との連携を強化します。
2 就学前支援施設との連携	(1)就学前児の支援を行っている機関と連携します。 (2)利用者に関わっている多職種・機関と連携します。	○就学前施設の訪問や関係機関とのケース会議を通じて、利用者に対して一貫性のある支援を行う環境を整えます。

○同行援護事業所（同行援護事業）

主に重度の視覚障害者を対象に、外出時の支援を行います。

項目	内容	重点・変更点など
1 基本事業	(1)利用者のニーズを適確に把握し、意思を尊重した支援を行います。	
2 職員研修	(1)虐待防止、障害特性の理解等の研修を行い、従業者の支援の質の向上に努めます。	○支援に具体的に關わる研修を定期的に行うことで、従業者の支援の質の向上に努めます。
3 他事業所との連携	(1)事業者連絡会に参加し、事業運営やサービス提供の実際に係る事例検討・情報交換等を行います。	○地域の現状を把握するため、関係機関との連携や情報収集を行います。

○移動支援・生活サポート事業

主に知的障害者を対象に、外出時の支援を行います。

障害福祉サービスの対象とならない障害者を対象に、家事に関する見守り等の支援を行います。

項目	内容	重点・変更点など
1 基本事業	(1)利用者のニーズを適確に把握し、利用者の意思を尊重した支援を行います。	

項目	内容	重点・変更点など
2 職員研修	(1)虐待防止、障害特性の理解等の研修を行い、従業者の支援の質の向上に努めます。	○支援に具体的に關わる研修を定期的に行うことで、従業者の支援の質の向上に努めます。

(5) 第3係

○機能訓練事業所（自立訓練（機能訓練）事業）

主に身体障害者を対象に、個別支援計画に基づき、身体機能に合わせた個別訓練や介護に関する相談・指導を行います。

項目	内容	重点・変更点など
1 基本事業	(1)利用者の持てる能力・残存機能が最大限発揮できるよう、効果的な個別訓練を実施します。	○心身のリハビリを通して、利用者が地域で主体的に生活できることを目標とします。
2 新規事業の実施・継続	(1) 共生型通所介護事業所の開設・通所型緩和基準型事業（令和4年度開始済・継続） (2)ワンポイントリハビリの実施(令和4年度開始済・継続)	○新規事業の継続に努めます。
3 他機関・事業所との連携	(1)介護予防関連の地域活動に理学療法士を派遣します。 (2)センター内の他事業所をはじめとした障害者支援機関のほかに、介護保険関連事業所などとも更なる連携を築きます。	○機能訓練事業の周知及び利用者獲得に努めます。

○生活介護事業所のぞみ（生活介護事業）

主に重度の身体障害者を対象に、個別支援計画に基づき、日常生活上必要な介助を行い、社会参加の機会を提供します。

項目	内容	重点・変更点など
1 基本事業	(1)利用者の身体状況・障害特性・能力・生活状況等に即したサービスを提供します。 (2)個々の身体機能や生活動作能力に合わせた介助・支援を行います。	○利用者一人ひとりの個別の状況に合わせて必要な支援を提供します。
2 重複・重度障害者への対応整備	(1)重度・重複障害・医療的ケアが必要な利用者への支援体制を整備します。 (2)特別支援学校卒業後の選択肢となるよ	○看護師をはじめとした多職種及び他の支援機関との連携を強化

項目	内容	重点・変更点など
	う、進路実習や体験実習の受け入れに取り組みます。	します。
3 入浴サービスの安定した供給	(1)入浴支援方法の標準化に努めます。 (2)安定したサービス提供を継続するため、福祉センター全体で協力しあえる体制を整えます。	○福祉センター全体で協力し合える体制を整えます。